

# 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う要請書（ひな型）

〇〇市（町村）長 様

## 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う要請書

10月から実施が予定されている幼児教育・保育の「無償化」の実施にあたり、すべての子どもに格差なく、質の高い保育を保障する立場から、以下、要請します。

### 1. 給食食材費（副食費）の取り扱い、実費徴収について

- ① 給食食材費（副食費）を無償にしてください。または負担軽減を行ってください。
- ② 給食食材費（副食費）の徴収が保育施設の負担とならないよう、市町村の責任で必要な措置を講じてください。
- ③ 給食食材費（副食費）への助成が行えるよう、都道府県に財政的支援を要請してください。

### 2. 無償化実施にかかわる認可外保育施設等への対応について

- ① 子どもの安全のために、無償化の対象となる認可外施設を限定する条例を制定してください。
- ② 無償化の対象となる認可外施設に対して、指導援助の強化や巡回支援指導員の配置をすすめてください。
- ③ 認可外施設の認可化促進など、条件を整えた認可保育所等の整備をすすめてください。
- ④ 認可外施設の指導監督権限を持つ都道府県に対し、立ち入り調査の徹底など指導監督体制と市町村への支援の強化を要請してください。

### <理由>

1. これまで保育料の一部として市町村が徴収していた、3～5歳児（2号認定）の給食食材費の副食費は無償化の対象とならず、新たに保護者負担として施設が実費徴収することになりました（副食費の目安として、国は月額4500円を示していますが、最終的には各施設で設定することとなります）。しかし、本来、給食は保育から切り離すことができないものであり、無償化の対象とすべきです。さらに、各施設で実費徴収することになれば、滞納への対応を含め、多忙化する保育現場にさらに負担を強いることとなります。このことから、給食食材費（副食費）の取り扱いについては、保護者ならびに保育現場の負担を軽減する観点から、保育の実施責任を負う市町村としての適切な対応が求められます。

2. 認可外保育施設については、当面5年間は経過措置として認可外指導監督基準を満たさなくても無償化の対象になります。ただし、市町村において、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項による条例を制定すれば、指導監督基準を満たす施設を対象を限定することができます。指導監督基準は、子どもの安全を守る観点から、基準を達成していない施設を排除対象にしていた。このことを考慮すれば、条例化が必要です。

あわせて、認可外施設に対する指導監督の強化、認可化への支援も含めた保育の提供体制の整備も求められています。

以上の理由から、上記について要請いたします。

2019年 月 日

団体名

代表者名